

## 第1回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

- 2025年5月19日（月）午前9時55分～午前10時50分  
於 町田市役所2階 会議室2-2
- 出席委員 服部、鶴田、湯浅、岩井、大高、中野、水町、渡邊——8名
- 欠席委員 1名（嘉藤）
- 会議公開又は非公開の別 公開
- 傍聴者数 0名

午前9時55分開始

事務局 定刻前ではありますが、皆さんお揃いですので始めさせていただきます。

私は法務課長の坂上と申します。よろしくお願いいたします。本日は委員改選後の第1回目の会議になりますので、この後会長が選任されるまでは事務局の方で進行をさせていただきます。

では、2025年度第1回町田市情報公開個人情報保護運営審議会を開会いたします。

本日は嘉藤委員から欠席の連絡をいただいておりますが、出席委員が3分の2以上いらっしゃいますので審議会運営規則第2条の規定に基づき審議会が開催できますことをご報告申し上げます。

議題に入る前に皆様にお願ひがあります。会議の議事録をとっておりますので、ご発言される場合は挙手をしていただき、進行役から指名を受けてから発言してくださいよう願ひいたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

まず議題1、委嘱書の交付です。本来であれば皆様にお一人ずつお渡しするところですが、既に机上にご用意させていただいておりますのでご確認の程よろしく願ひいたします。任期は2年間となっておりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

続きまして、議題2、自己紹介です。新しい方も加わっておりますので、お一人ずつ自己紹介をお願いできたらと思います。委員名簿の上から順番に願ひします。

～自己紹介～

事務局 続きまして、本審議会の事務局の担当職員を紹介させていただきます。

～自己紹介～

事務局 続きまして、議題3、会長および職務代理の選任についてです。

本審議会条例第5条第1項において、「審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める」と規定しています。どのような形で選任をいたしましょうか。

鶴田委員 委員の推薦を持ってそこから決めるということでいかがでしょうか。

事務局 推薦というご意見をいただきました。どなたか推薦をしていただけますでしょうか。

鶴田委員 服部篤美委員を推薦いたします。経験が多くありますし、町田市の情報公開・個人情報保護の運営及び当審議会の運営に関しても精通している点を理由にあげます。

事務局 ありがとうございます。鶴田委員から服部委員を会長に推薦するとご意見がありました。これについてご意見ありますでしょうか。

(異議なしの発声あり)

事務局 異議なしということですので、服部委員に会長をお願いいたします。服部委員から一言お願いいたします。

服部会長 不束者ですが、という感じですが、今までの経験を活かし、また皆様のご協力を受けながら進めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 会長は服部委員に選任されました。よろしくお願いいたします。

続きまして職務代理者の選出です。職務代理者につきましては、本審議会条例第5条第3項におきまして、会長が指名することと規定しております。服部会長からご指名をお願いいたします。

服部会長 それでは、鶴田委員にお願いしたいと思います。

事務局 鶴田委員、職務代理をよろしくお願いいたします。

鶴田委員 お引き受けいたします。

事務局 鶴田委員からご挨拶をお願いいたします。

鶴田委員 会長をサポートしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それではこれから先の進行は服部会長にお願いしたいと思います。

服部会長 それでは司会進行を変わしまして、私の方でさせていただきます。

議題4、審議会の役割についてというところに参りたいと思います。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議題4、審議会の役割について、ご説明いたします。

資料の2をご用意ください。当審議会とは町田市情報公開個人情報保護運営審議会条例に規定されているとおり、情報公開制度並びに個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するために設置されています。

委員は、学識委員5名と公募の市民4名です。今期の委員については、資料1でお配りしているとおりです。

開催頻度は年2回を予定しております。次回は11月の予定です。審議案件ですが資料の最後の6ページに町田市情報公開条例第17条や町田市個人情報保護法施行条例第10条の規定がありますが、そこから想定される内容を資料2の1ペー

ジ目 4、審議案件としてまとめております。

まず、上段の諮問についてですが、個人情報保護法施行条例の改定など制度の運用に関する重要事項が想定されております。ただし、ここ 2 年間で諮問案件はありません。

報告についてですが、各制度の運用状況の報告や防犯カメラの設置管理状況の報告などを予定しています。定例の報告については次回 11 月の会議で行う予定です。

2 ページ目以降は当審議会の運営に係る例規の抜粋を掲載しているところです。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

服部会長 今のご説明に対して何か質問確認事項などありましたら遠慮なくお手を挙げていただければと思います。いかがでしょうか。

服部会長 開催は年 2 回の予定ですが、何か問題があったような場合には臨時に開かれるということもあり得るのでしょうか。事務局としては何か方針がありますか。

事務局 臨時で開かれる場合につきましては、重大なセキュリティに関する事故が起きた場合の報告などが想定されます。

鶴田委員 最初の審議会なので委員の中には自分がどういう役割で具体的にはどういうことをやったらいいのかがイメージつかめない方もいらっしゃると思います。半年に 1 回の開催ですけど各審議会において、例えばこれまでの委員の方がどういうことをやられていて、委員にはどういうことが期待されているのか、そういうことを事務局の方から簡単に説明いただけるとありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 ここ数年特に諮問するような事項がないということで、審議会自体の性質も少し変わってきています。回数についても、以前は毎月開いていましたが、今は年 2 回になっております。一体何をやっていいのだろうと思われる方もいらっしゃるかと思いますけれども、一番重要な役割は、町田市の情報公開、個人情報の保護制度の運用に問題がないかをチェックしていただく役割です。

学識委員に関してはご自身の専門知識からアドバイスなどをいただきたいですし、また市民委員の方々に関しては専門知識というよりも市民の視点で、素直に感じた疑問点などをぶつけていただく、それをお願いしたいです。

例えば民間企業でお勤めのご経験があれば、ご自身の所属のところではこのような工夫がありますよとか、そういったことを教えていただくことも、我々行政の職員にとっては刺激というか、ありがたいアドバイスになります。ご自身の経験、知識に基づいて、ご発言ください。次回の会議でまた資料を提示させていただいて、どういう形で運用しているか報告をさせていただきます。その際にご意見をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

服部会長 今ありましたように、今大きな諮問事項をうけているわけではありませんけれども、報告を年に1,2回受ける形、それを通して、町田市の中で個人情報がどのように扱われているかということについて、情報を共有し、かつ、そこに対して皆様方の経験や知見に基づくご意見をいただくというような場をきちんと、年2回は確保しているという形かと思います。報告がありましたときには、忌憚のないご意見を発言していただければと、会長の方からも願うところです。

渡邊委員 「個人情報の取扱いに変更を伴う条例の制定・改廃（諮問案件以外）」というのが、報告案件にあるのですが、諮問に記載されている内容との違いを教えてください。

服部会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 諮問と報告の違いについてご説明します。諮問に関しては、例えば市長部局の案件であれば、市長から当審議会に対してご意見を求めてくるような手続きになっています。

具体的に条例改正の場合に報告案件になるのか、諮問案件になるのかという違いですが、何かしら市としての改正の意思を持って運用を変えていくような条例改正については諮問させていただいて、ご意見をいただくという形になると考えております。

法改正に伴って、自動的に改正しなければいけない状況であれば、報告だけという形が考えられます。

服部会長 今の質問に関して何か追加で質問などありますでしょうか。確認事項はありますでしょうか。

鶴田委員 事務局の説明の補足というか、私の感想ですけれども、報告案件であっても、ただ委員の皆さんに聞いていただいて分かりましたというだけではなくて、その報告はここがおかしいのではないかとか、ここはどうなっているのか疑問であるとか、ご意見は積極的に出していただいて大丈夫だと思いますし、昨年度と一昨年度の審議会では情報漏洩の事故の報告が結構多くありまして、その中で情報漏洩事故を防ぐためにこういったことが足りないのではないかとというような意見が積極的に出ていたということがありましたので、今期も積極的に皆様から意見をお出しいただければと思います。

服部会長 はい、私からも鶴田委員と同じ立場で、やはり審議会条例第2条でも、この審議会は行政に対して意見を述べることができるというふうになっているので、この報告を漫然と受けるだけではなく、こうした方が良いというような意見を積極的に発言していただくことで市に貢献できるというふうに思っておりますので、そういったご協力、そういったご発言を歓迎したいと思います。

中野委員 先ほどから、去年の事例について何度か申し上げられましたけれども、意見を述べるためにも、去年の事例というか、過去はどれくらいの量、頻度があつたか

を教えてください。

服部会長 開催頻度だけでいいですか。

中野委員 開催され、意見を求められて、それに対して意見を述べる方がどれくらいあったか。

服部会長 事務局の方で開催回数とかありますか。事務局お願いします。

事務局 昨年度が4回、その前の年が3回の開催でした。会議のボリュームとしては1時間超ぐらい、2時間いかないかなというぐらいで、皆さんにご審議いただいているところです。

服部会長 会長から事務局に伺いますけれども、その時の議事録などは見られるような形になっていますか。

事務局 昨年度、一昨年度の審議会の資料と、それから会議録につきましては、市のホームページで公表しておりますので、皆さんにご覧いただける状態になっております。

昨年度までこういった案件が審議されたかですが、ちょうど昨年度とその前の年度というのは、情報セキュリティに関する事故の案件が何回か起きてしまったというところがありまして、その報告のためにこの場に担当課を呼んで説明をいたしました。それに対してのご質疑をいただいたというところです。

再発防止に向けたセキュリティ対策ですとか、そういったところをご意見いただいて、こちらの方でも形にして再発防止対策を取ってきたという、そういった議論が多く行われたということでもあります。

服部会長 委員の皆様、役割について他にご意見などありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、過去の件についてはホームページなどで確認もできるようなので、また時間があるときにご確認いただければと思います。

それでは次の議題に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

では議題5、町田市情報公開条例の逐条解説の作成についての報告です。こちら事務局からお願いいたします。

事務局 それでは町田市情報公開条例の逐条解説についてご説明いたします。冊子の方をお手元にご用意ください。

2023年4月、2年前、改正個人情報保護法の施行に合わせて町田市情報公開条例を改正いたしました。ただ2年経っているのですが、逐条解説の改定が遅くなっておりまして、このほど完了いたしましたので、冊子にしてお配りいたします。こちらの逐条解説ですが、位置付けとしては、市の職員が特に情報公開請求を市民の方から受けた場合にその運用にあたって参照していくものになります。

構成についてまずご説明しますと、2ページをお開きください。構成としては、条文を網掛けで示して、その趣旨や解釈、運用について記載しております。4

ページをお開きください。条文によっては、情報公開・個人情報保護審査会の方で、不服申立に基づく諮問があった場合に、運用について答申を出されているものがあつたりします。そうした答申内容を枠の形で囲って掲載しております。そうすることによって、過去の事例に基づいて運用が定着していくのかなと考えております。

次に、改定内容についてご説明いたしますので、13 ページをお開きください。第5条公文書の公開義務の箇所ですが、こちらの第5条第1項の1、趣旨というところに記載しています。2023年の条例改正では、非公開情報の規定について、個人情報保護法の規定に沿うように改定いたしました。

したがいまして、逐条解説についても、国の個人情報保護委員会が発出している事務対応ガイドなどを参照しながら作成しています。

少しわかりづらいかもしれませんが、市民の方から市役所が保有している情報を見せてくださいと言われた場合に、情報公開条例に基づいた運用では、どなたから請求されても皆さんに同じ対応をして、市の情報をお見せる、公開するという対応をします。

一方で、今お話しに出た個人情報保護法の方については、市が保有している情報が請求対象にはなるのですけれども、市が保有する私の情報を見せてくださいということで、身分証などを提示した上で、請求者ご本人の情報を開示する、そういった制度があります。

皆さんはこの両制度についての審議をしていただいているところなのですが、個人情報保護法の方の改正があり、開示請求があつた場合でもお見せできないという内容について法律ができております。その解釈と情報公開条例の解釈のところが一致している方が、市の運用としても分かりやすいというところもありますので、両方の規定を揃えたというところになります。

以前から当審議会の委員をお受けいただいている方々には、黄色い冊子でもって情報公開ハンドブックというのをお配りしたことがあるかと思いますが、今回こちらの逐条解説ができましたので、これを機に過去のものについては廃止いたしました。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

服部会長 はい、ありがとうございました。何か確認していきたいことなどありましたら、お手を挙げていただければと思います。

湯浅委員 3点ほど伺いたいことがあります。1点目は印影についてです。自治体によって考え方が違うので、町田市ではどうかということでお伺いしたいのですが、条例第5条第1項第2号法人に関する情報（28ページ）と条例第5条第1項第4号事務又は事業に関する情報（33ページ）にそれぞれ印影について非公開情報の説明があります。印影の公開・非公開の取扱いについてどういう運用をされているのか伺いたいです。

2点目の質問は、個人情報との関連で、個人情報保護法は、「生存する」というのが入っていますので、基本的に生存者だけに保護対象を限定しているのですが、情報公開条例においては、基本的には亡くなった方であっても保護対象にするのか、ということをお教えいただきたいと思います。

3点目は、これも情報公開で、他の自治体で時々発生する事なのですが、生存している親族が亡くなった方の情報を公開してほしいと言ってこられる時があります。この場合、やり方が2つあります。亡くなった方の個人情報も、生存する親族の個人情報の一部なので、その親族の方、ご自身の個人情報を開示請求してくださいと対応するパターンと、例外的に、相続だとか特別な事情により親族関係が証明できれば亡くなった方の情報を開示する、という風に運用されている自治体です。

これまで、そういう事案があれば、どういう運用をしてきたのかお教えいただきたいと思います。以上です。

事務局     まず1番目の質問、印影の隠し方についてですけれども、条例を改正した前も後も同じ運用です。

まず法人の印影についてですけれども、契約に押されるような実印に関してですが、法人名自体を隠す利益はないのかなと思うのですが、実印を偽造されてしまうと法人に不利益が発生しますので、町田市では、例えば丸い印影だった場合に全てを出すのではなく、一部欠けさせるような形でマスキングをして公開するようにしております。

それから、個人の方の印影に関しましては、個人のお名前自体が書かれているので、その時点で個人が識別されるという意味で、個人情報に該当するので印影全体をマスキングしております。

それから、2番目のご質問ですが、亡くなられた方の情報はどこまで保護されるかという内容です。市役所が保有している公文書の中に、亡くなられた方のお名前があった場合ですね。14頁をご覧ください。情報公開条例の第5条第1項第1号ですが、こちらが個人に関する情報となっております。今お受けしている質問は、この条文に亡くなられている方が含まれますかという内容だと考えますが、亡くなられた方も含めて個人に関する情報ということで保護いたします。ですから、市役所が保有している情報の中に、亡くなられた方のお名前があった場合には、基本的には生きています方と同じように、どなたか識別ができるという状態であれば、マスキングをした状態、隠した状態でお出しするという運用をしています。

それから3点目、亡くなられた方の情報を生存されているご親族から見せてくださいと言われた場合にどのような運用をしているかというところですが、湯淺委員から2パターンご提示いただきました。

1つは個人情報保護法の開示請求を利用して、生きている方が自分自身の情報だからくださいというやり方、もう1つは情報提供という形で、法律や条例には基づかず亡くなられた方との関係性を確認した上で、市の方で任意に提供するやり方です。

いずれの方法もとっております。お子様が亡くなられた場合で、生きていらっしゃれば法定代理人の関係にあった親御さんから請求がある際には個人情報の開示請求ということでお受けして、対応させていただくこともありますし、また親族関係を確認した上で明らかにその方々にその情報をお伝えすべきというふうに各課の方で判断をして条例や法律に基づかずお出しするという方法もとっております。

事務の内容に応じて、ふさわしいといえますか、より適切な方法をとらせていただいているところですか。

湯浅委員 2点目のところは、個人的な見解としては、死者も含めて保護するという主旨であることは理解いたしますが、いわゆる歴史的人物とか、歴史的資料の部分の扱いは、検討されると良いと思います。戦後80年経っていて、戦後の情報の中にもそろそろ歴史的資料の対象になるものが増えています。何年以上経過したものを歴史的資料とするのがいいのかという点は、なかなか一概に基準を出すのは難しいのですが、他方、未来永劫亡くなった方の個人情報を保護しなければならない必要性は、恐らくないと思います。

服部会長 今回の件に関連で、何か補足的に確認したいことがありましたら、ご発言いただければと思います。

岩井委員 今回の確認というわけではないのですが、実際問題からするとすべての行政の業務において基準などを事前に作るということは、不可能に近いものなのですよ。全国を見渡しても、自治体によって違いが出てくるところが一番重要になってくる場所なのですよ。もちろん、様々なことを見越して法律や条例などは作っているのですが、さまざまなイレギュラーと言いますか、事象に対してここでの議論の蓄積が重要になってくるものだと思います。

服部会長 今のご発言の意味、おっしゃられるようなことは、私も大方賛同でして、先ほどの情報提供をすとかしないとか、任意に提供する場合もあるといったような具体的な判断をどういう場でしていくのかとか、あるいはそういった疑問があった、あるいは迷ったというような事象がこの審議会で報告を受けたりして、現場の迷いに対して共有できるような状況が作れればと思います。そのあたりの情報の流れは、事務局としてはどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。もちろんこの場で出たご意見を、今後の市としての情報公開や個人情報の運用の方に乘せていくというところが大きな役割であ



りますし、今後も判断に迷うようなことが出てくるかと思いますのでその時々  
に、皆様からご意見をいただいて町田市のより良い運用を構築していけたらなと  
考えております。よろしくお願いいたします。

服部会長 確認ですが、情報公開を求められたような場合の年1回でしたけれども、報告  
書が出ますよね。過去の例に関しても報告書が出ているかと思うので、そういう  
のも公開されておりますよね。その辺も新しい委員の方にこういう形で過去の情  
報について入手できるということのご案内をしていただけるとよいかと思うので  
すが、事務局からお願いできますでしょうか。

事務局 情報公開条例に基づく公開請求や個人情報保護の開示請求、それから会議の公  
開等の1年間の運用実績に関してまとめたものを『年報やまびこ』という形で冊  
子にまとめています。そちらに関しても先ほどの審議会の会議録と同様、市のホ  
ームページで公開しています。また市民委員の皆さんに関しては、ピンク色の冊  
子をお渡ししたかと思います。その内容がホームページの方に、過去の内容も含  
めて載っていますということでお伝えさせていただきます。

服部会長 審議会に上がってくる報告事項がある程度充実していること、現場の声を反映  
した、例えば先ほど出たような素朴な疑問や迷った事例、そういったものでもで  
れば報告事項として上げていただくような形をしていただき、問題については常  
に共有できる形を担保していただければと思います。これは事務局に対する要請  
のような形になるかもしれませんがご留意いただければと思いますので、よろし  
くお願いいたします。

この他、議題5につきまして何かご意見、あるいはご要望も含めてありますか。  
大所高所からのようなご意見やご要望もあってよいのですが、いかがでしょう  
か。特によろしいでしょうか。それでは本件についてはこれで意見交換終わり  
いたします。

議題6、その他の方に移りたいと思います。私の方で特に案件はありませんが  
事務局いかがでしょうか。

事務局 次回の日程のご案内になります。次第にも書かせていただいておりますが、  
2025年11月17日の月曜日午前10時から予定しています。

半年後のため会場はまだ確保しておりませんが、できるだけ同じお部屋をご用意  
できればと考えております。

服部会長 委員の皆様の方から特にその他案件で何かご意見はありますか。

渡邊委員 臨時で会議が開催される場合は、何日前に通知がありますか。

事務局 昨年度及び一昨年度の事例で申し上げますと、情報セキュリティ事故が発生し  
た際に臨時の会議を開催しました。その際は、会場確保の都合と委員の皆様方  
のご都合をうかがって、開催日を調整いたしました。具体的に何日前にということ  
は決まっていますが、皆様にご参加いただける日を調整させていただいて、日

程を決めていくというような形になります。5月と11月に関しては、定例と言いますか、あらかじめ事務局の方で日程を定めさせていただいているところですが、臨時の会議については、皆様のご状況を確認した上で決めさせていただくという運用でやっていきます。

服部会長 またその時節には連絡が参るかと思います。ほか大丈夫でしょうか。

それでは、初回の審議会は本日これでおしまいにしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

午前10時50分終了